

医療法人の解散について

医療法人の解散理由によって、解散までの手続きが異なります。医療法人を解散しようとする前に、下記のどの理由で解散するのか確認をお願いします。

なお、解散手続きの前に必要書類の確認を希望される場合は、お手数ですが静岡市保健所生活衛生課（担当：医療安全対策室 電話 054 - 249 - 3159）まで御相談ください。

[医療法第55条]

1 保健所長の解散認可を要する解散	① 目的たる業務の成功の不能 ② (社員) 総会の決議	解散・合併の各認可に際し、静岡県医療審議会(医療法人部会)の意見聴取を要する。
2 他の医療法人と合併する場合の解散 *合併認可を要する	① 対等合併による解散 ② 吸収合併による解散	
3 その他の解散理由	① 定款で定めた解散事由の発生 ② 社員の欠亡 ③ 破産 ④ 設立認可の取り消し	

[清算と法人格の消滅]

合併による解散を除き、解散によって医療法人の法人格が直ちに消滅するわけではありません。

解散した医療法人は、清算法人に移行して清算人が清算を行い、その終了(=清算終了)の登記をもって法人格を失います。

[解散に関する注意事項]

1	法人の定款が国、県、又は市のモデル定款に準拠している場合、「定款で定めた解散事由の発生」はありません。
2	「社員の欠亡」とは、社員が1人もいなくなった場合です。
3	破産とは、医療法人が債務超過となり、その債務を完済できない状況になったとき、理事若しくは債権者の請求により裁判所が職権で破産宣告をなすことです。 なお、民法第70条第2項の規定により、理事は破産宣告請求の義務を負います。
4	医療法人の理事及び清算人 は、医療法、組合等登記令、商業登記法のほか、医療法第68条により準用される民法の各規定に従い、 必要な登記及び届出を行う義務があります。
5	解散後に債務を返済し、なお残余財産がある場合は、定款の規定に従って処分しなければなりません。(医療法第56条)

1 保健所長の解散認可を要する解散

(1) 目的たる業務の成功の不能

管理者死亡や、焼失等による病院・診療所の廃止は該当しません。

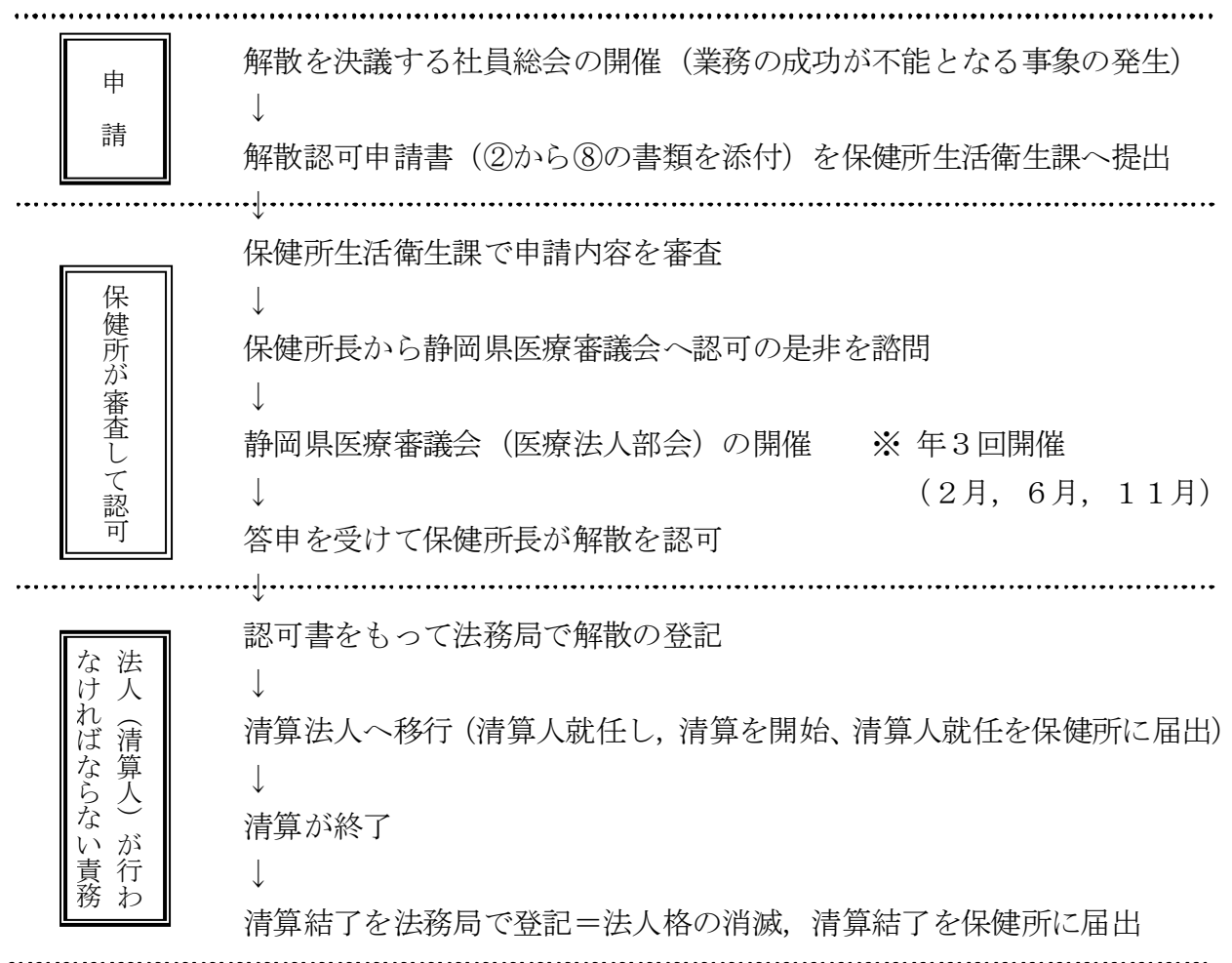
(2) 社員総会の決議

定款で解散決議に必要な定足数（モデル定款では総社員の3分の2以上）を規定している場合を除き、医療法第68条により準用される民法第69条の規定により「総社員の4分の3以上」の決議をもって解散します。

[必要書類]

- ① 解散認可申請書 ② 解散理由書 ③ 社員及び役員名簿 ④ 社員総会議事録
⑤ 定款 ⑥ 解散時の財産目録 ⑦ 解散時の貸借対照表 ⑧ 残余財産処分（案）

解散手続きの流れ



様式第 38 号(第 2 条関係)

医療法人解散認可申請書

年 月 日

(あて先) 静岡市保健所長

医療法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

㊟

医療法第 55 条第 3 項の規定により医療法人
申請します。

の解散の認可を受けたいので、関係書類を添えて

医療法人

解散理由書

解散理由：

平成 年 月 日

医療法人の名称

所在地

代表者の職、氏名

㊟

社 員 及 び 役 員 名 簿

役員名	氏 名	生年月日	性別	住 所	職 業	備 考	
	役職						
	理事長						
		計	名				
社員名	氏 名	生年月日	性別	住 所	職 業	出資額(円) ----- 出資持分(%)	
						円 ----- %	
						円 ----- %	
						円 ----- %	
						円 ----- %	
						円 ----- %	
						円 ----- %	
						円 ----- %	
						円 ----- %	
		計	名				

(作成例)
医療法人社団〇〇〇 臨時社員総会議事録

- 1 日 時 平成〇〇年 〇月 〇日 午後〇時〇〇分から
2 場 所 静岡県静岡市●●区▲▲一丁目23番地の45 凹凹クリニック事務室
3 社員総数 4名
4 出席社員 □□ □□ △△ △△ 凸凸 凸凸 ▼▼ ▼▼

5 議事内容

定款〇〇条の規定により理事長□□ □□が招集し、定款第〇〇条の規定により出席社員間で議長を互選したところ、□□ □□が議長に選出された。□□ □□はこれを承諾し議長席に着き、定款第〇〇条及び第〇〇条に定める解散に必要な定足数に達していることを確認した後、午後〇時〇〇分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 医療法人社団〇〇〇の解散及び医療法人解散認可申請の件

議長は発言し、(解散理由を詳細に説明するか、又は“別紙の解散理由を詳細に説明し”としてください)のため、医療法第55条第1項の規定に基づき、本社員総会の決議をもって当法人を解散したい旨を述べた。また、議長は発言し、静岡市保健所長あて解散認可申請手続に関し、実質的な変更を伴わない軽微な修正等についてはこれを理事長に一任願いたい旨、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 清算人選任の件

議長は発言し、定款第36条第2項の規定により本法人の理事から清算人を選任する必要があることを述べた。理事長は▼▼ ▼▼を本法人の清算人を選任したい旨発言し、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。また、▼▼ ▼▼は即時にその就任を承諾した。

第3号議案 解散時の残余財産処分(案)承認の件

議長は発言し、医療法第56条第1項及び定款第36条第3項の規定により、解散時の残余財産は払込済出資額に応じて分配しなければならないことを説明し、解散時の財産目録及び残余財産処分(案)を示して承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 議事録署名人選任の件

議長は発言し、定款第〇〇条の規定により議事録署名人を選任する必要がある旨を述べ、出席社員間で互選したところ、△△ △△が選任された。

以上をもって、本日の全ての議事を終了したので、議長は閉会を宣言した。

(午後■時▲

分)

本日の決議を確認するため、議長及び議事録署名人が署名押印する。

平成〇〇年 〇月 〇日

議長 印
(理事長)

議事録署名人 印

【議事録作成上の注意】

作成例は県のモデル定款を例にしてあります。各医療法人の設立時期等で定款の条文が違いますので、議事録作成前に必ず法人の現行定款を確認してください。主な相違点は次のとおりです。

- ① 議長の選任方法（理事長が就任、又は出席社員間で互選）
- ② 出席社員の必要数が記載された定款条文の位置（現在のモデル定款では第28条と第36条）
- ③ 議事録への署名押印（記名押印の法人もあるが、定款が署名押印なら必ず署名が必要です）

【原本証明】

議事録を1通作成した後、コピーを2部とって原本証明したものを、認可申請書の正本に添付します。原本証明は議事録のコピーの余白（末尾）に、次のとおりお願いします。

なお、議事録の原本は、法人で大切に保管してください。

*原本証明の例 この議事録の写しは原本と相違ありません。
平成 年 月 日
医療法人社団 ○○○
理事長 □□ □□ 印

残余財産処分（案）

本法人の解散時における残余財産については、医療法第56条第1項及び定款第 条の規定により、社員の払込済出資額に応じて下記のとおり処分する。

記

種別、品目等	処分方法

平成 年 月 日

医療法人の名称

代表者の氏名

㊟